

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年七月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年七月三十日

埼玉県飯能県土整備事務所長 鈴木 水弘

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 飯能下名栗線
- 三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧 新 別 |
|---|----------------|------------------|
| 飯能市大字原市場字古久住一八 六六番地先から同市大字下赤工 字笹畑二七六番地先まで | | 区 間 |
| 一四・〇〇〃 二九・七八 | 五・一〇〃 二七・二七 | 敷地の幅員 (メートル) |
| 四二二・八八 | | 延 長 (メートル) |
| | | 備考 |